

令和8年 1月23日	令和7年度第1回医道審議会 歯科医師分科会歯学生共用試験部会	参考資料1
	令和5年度第1回 医道審議会 歯科医師分科会歯学生共用試験部会	参考資料1 令和5年5月19日

医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験部会の設置について

1. 設置の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）により、歯科医師法（昭和23年法律第202号）の一部が改正され、歯科医師法第17条の2第1項において、大学において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令で定めるものを除く。）をすることができることとされた。

また、改正後の歯科医師法では、第17条の2第2項において、厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならないとされている。

このため、医道審議会歯科医師分科会に、大学において歯学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために、大学が共用する試験に関する厚生労働省令の制定又は改正に係る事項や、共用試験を行うに当たり必要な事項等について審議いただく歯学生共用試験部会を設置する。

2. 審議事項

歯科医師法第17条の2第2項に基づく厚生労働省令の制定又は改正に関する事項及び共用試験を行うに当たり必要な事項等に関すること。

3. 部会委員及び運営

- (1) 部会の委員は別紙の通り。
- (2) 部会は、原則公開とする。

(別紙)

医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験 委員名簿

氏名 所属・役職

秋山 仁志 日本歯科医学教育学会 理事長

一戸 達也 東京歯科大学 学長

尾松 素樹 日本歯科医師会 常務理事

久山 佳代 日本大学松戸歯学部 教授

櫻井 孝 日本私立歯科大学協会 常任理事

田上 順次 東京医科歯科大学 名誉教授

林 美加子 大阪大学歯学部附属病院 病院長

藤井 一維 日本私立歯科大学協会 副会長

堀 恵 ささえあい医療人権センターCOML

前田 健康 新潟大学 教授

三浦 宏子 北海道医療大学 教授

(五十音順)